第十五条第一項中「当該事項」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該公開買付届出書に記載すべき事項

二　公開買付者に係る事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移の的確かつ簡明な説明（当該公開買付届出書に第二号様式のうち「第２　公開買付者の状況」の「１　発行者の概要」及び「２　経理の状況」の記載事項が記載されている場合を除く。）

第二号様式第２に次のように加える。

４【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】(16)

(1)【発行者が提出した書類】(17)

①【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　第　期（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　財務（支）局長に提出

②【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度　第　期第　四半期（第　期中）（自　平成　年　月　日　至　平成　年　月　日）　財務（支）局長に提出

③【訂正報告書】

訂正報告書（上記　の訂正報告書）を平成　年　月　日に　財務（支）局長に提出

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

（所在地）

第二号様式記載上の注意に次のように加える。

(16)　継続開示会社たる公開買付者に関する事項

a　「１　発行者の概要」及び「２　経理の状況」を記載した場合には、「４　継続開示会社たる公開買付者に関する事項」の記載を要しない。

b　公開買付者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。）である場合には、「１　発行者の概要」及び「２　経理の状況」に代えて、「４　継続開示会社たる公開買付者に関する事項」を記載することができる。

(17)　発行者が提出した書類

a　届出書の提出日において既に提出されている発行者の最近２事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）及び半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

b　公開買付期間中に、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書が提出される予定である場合には、その旨（当該有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書の提出予定時期が記載できる場合には当該提出予定時期を含む。）記載すること。

c　「③　訂正報告書」については、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第三項の改正規定（「第二十六号」を「第二十七号」に改める部分及び同項に一号を加える部分を除く。）、同条第四項第四号、第五項及び第八項の改正規定並びに同条第十項の改正規定（「基金の総額」の下に「及び同項第二十七号に掲げる者に係る最近事業年度に係る純資産額」を、「第二十五号まで」の下に「及び第二十七号」を加える部分を除く。）は、平成二十三年五月一日から施行する。

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正前の金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項第二十三号ハに掲げる要件に該当するものとして同号の規定により金融庁長官に届出を行った者であって、同条第八項の規定により適格機関投資家に該当する期間（当該期間の終了する日が前条ただし書に定める日以後である場合における当該期間に限る。）が金融庁長官により官報に公告されたものについては、前条ただし書に定める日から当該期間の終了する日までの間は、適格機関投資家とみなす。

（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第三条の規定による改正後の発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第十三条第一項第十一号及び第十二号並びに第二十四条第一項の規定並びに同令第二号様式は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する株券等（金融商品取引法第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。以下この条において同じ。）の買付け等（金融商品取引法第二十七条の二第一項に規定する買付け等をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前に開始した株券等の買付け等については、なお従前の例による。

（発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第四条の規定による改正後の発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第六条第一項第一号ヘ及び第二号ヘ並びに第十五条第一項の規定並びに同令第二号様式は、施行日以後に開始する上場株券等の買付け等（金融商品取引法第二十七条の二第一項に規定する上場株券等の買付け等をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前に開始した上場株券等の買付け等については、なお従前の例による。

省　令

○農林水産省令第二十四号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百五十条の三の三第二項の規定に基づき、農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令

農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の七を次のように改める。

第四十七条の七　法第百五十条の三の三第二項の農林水産省令で定める収入金額は、次に掲げる金額とする。

一　農業の担い手に対する経営の安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号の交付金のうち麦に係る金額に相当する金額

二　農業者戸別所得補償交付金のうち当該年度において生産した麦の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額に相当する金額（前号に掲げるものを除く。）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の第四十七条の七の規定は、平成二十三年産の農作物に係る農作物共済の共済関係から適用するものとし、平成二十二年産以前の年産の農作物に係る農作物共済の共済関係については、なお従前の例による。

告　示

○金融庁告示第三十七号

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第九十三条の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年十二月金融庁告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月六日から適用する。

平成二十三年四月六日

金融庁長官　三國谷勝範

第三条中「平成二十二年六月三十日」を「平成二十二年十二月三十一日」に改める。